

# 借 用 証 書

金 \_\_\_\_\_ 円也

京都市職員共済組合貸付規程に基づき、上記金額を借用しました。  
ついては、下記の条件をもって相違なく返済いたします。

## 記

- 返済金は、当該貸付金の対象となった保健給付費から差引徴収してください。
- 支給される保健給付費の額が返済金に満たないときは、その差額分を理事長の指定する日までに返済します。
- その他、規程及び細則の定めるところにより、未返済金の一部又は全額を即時に返済しなければならなくなったときは遅滞なく返済します。

年 月 日

京都市職員共済組合理事長 様

借受人 所 属  
氏名コード  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩